

公益信託能登町エンデバーファンド21 Q&A

1 公益信託とは何ですか。	行政や法人・個人(委託者)が財産を一定の公益目的のために信託のうえ、受託者がその財産を管理・運用し、公益を目的とする事業を支援するものです。
2 「能登町エンデバーファンド21」の目的は何ですか。	能登町において、後記4のような事業を行う団体、グループ等を対象に助成金を支給し、能登町の新しいまちづくりを積極的に支援することを目的としています。
3 誰が活用できるのですか。	能登町の町民であって、2人以上の団体、グループ等であれば誰でも助成を受けることができます。 ※注意事項 ・活動内容は、能登町内を舞台としたまちづくり活動とします。 ・異なる活動であれば、同一グループが複数の応募をすることもできます。 ・政治、宗教等を目的とする活動は助成対象外とします。
4 助成対象は何ですか。	まちづくり活動に関する調査研究等(ソフト事業)に加え、地域振興、観光振興等のための施設整備等(ハード事業)が対象となります。 【助成事業の内容】 ①まちづくり活動の調査研究 (例)・地域における生産物開発のための調査研究 ②地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の企画または提案づくり (例)・身近な商店街のあり方に関する提案づくり ・まちづくりの提案をまとめる活動 ③地域における環境の保全や改善等に関するまちづくり活動の実施 (例)・自分たちの職能を活かして、地域等のまちづくりに貢献する活動 ④まちづくり活動に取り組むグループ相互間の交流、情報交換等 (例)・各種イベントの実施 ・展覧会、講演会、文化交流の実施 ⑤地域振興、観光振興等のための施設整備等への支援 (例)・街並み、景観に配慮したファサードの改修、植栽やフラワーポットの設置等の緑化活動 ・シンボル施設の整備、モニュメントの設置、ライトアップ設備の整備 ・伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物(倉庫、蔵、住宅等)の保全・改修 ・観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置 ・防犯カメラ、防犯灯、カーブミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備 ・その他、良好なまちづくりに資すると認められる事業 ⑥その他本信託の趣旨を達成するために必要な事業
5 助成額に制限はありますか。	原則として年間の助成金額は、総額で800万円程度を予定しており、その内訳は、ソフト事業として約500万円、ハード事業として約300万円とします。なお、ハード事業については、原則として民間都市開発推進機構から拠出した資金を原資として助成しますが、以下のとおり当機構により助成の上限が定められています。 ・助成金額は、助成対象事業費の4/5以下とします。 ・助成施設等の所有が個人または営利企業に属するもの(当該施設等が継続的にまちづくり活動に使用される場合を除く。)については、助成対象事業費の1/2以下とします。
6 どこで申込をするのですか。	興能信用金庫本店営業部、小木支店、松波支店および柳田支店のいずれかの店舗にてお申込みいただけます。
7 事業が二年度以上にわたる場合、毎年度申請をするのですか。	当該年度に必要な資金を助成するという考え方のため、助成を希望する年度ごとに申請をする必要があります。なお、当該年度に使い切らなかった助成金については、返金いただく必要があります。
8 助成を受けた後に当該活動を中止した場合、助成金の返還は必要ですか。	能登町の拠出金における助成対象事業(ソフト事業)については、活動の中止に至るまでに使用した費用の返還は原則必要ありません。 民間都市開発推進機構の拠出金における助成対象事業(ハード事業)については、活動の中止に至るまでに使用した費用は原則返還を求めます。 なお、中止した時点で残金がある場合は、返金いただけます。
9 公益信託へ寄付したい場合はどうすれば良いですか。	基本的には、能登町の会計を一度経由してから公益信託の資金として出捐します。 定額寄付としては、 個人1口 5,000円 法人1口 10,000円ですが、任意の寄付はいくらでも構いません。 なお、法人の場合、すべて損金算入することができます。
10 助成審査は書類だけですか。	一次審査(書面審査)を通過した申請者は、二次審査(運営委員会)の会場で運営委員に対して当該事業について説明していただきます。
11 申請にあたって留意することは何ですか。	以下の点に留意いただく必要があります。 ・当該事業が地域の振興とまちづくり活動の活性化に貢献するものであること。 ・施設整備等のハード事業は、前記5のとおり、助成の上限が定まっていること。 ・助成を受けた後は、助成報告書を提出し、かつ次年度の運営委員会にて活動内容を報告する必要があること。